

平成25年産稲わら、粃がら等の取扱い

- 1 稲わらの取扱いについて
- 2 粃がら、米ぬか、粃がらくん炭の取扱いについて

福島県農林水産部

平成25年産の稲わらや粃がら等の取扱いについては、以下のとおりとなりますので、適切な利用をお願いします。

1 稲わらの取扱いについて

稲わらの流通及び利用の目的ごとに定められている暫定許容値以下であることが必要です。

流通・利用の目的	放射性セシウムの暫定許容値
家畜の飼料(牛及び馬)	1 0 0ベクレル/kg (水分80%換算)
家畜の敷料	
①牛、馬用	1 0 0ベクレル/kg (水分80%換算)
②豚、家きん用	4 0 0ベクレル/kg (水分12%換算)
土壌改良資材	4 0 0ベクレル/kg (水分12%換算)

なお、稲わらを刈り取ったままほ場に長期間放置すると、土壌の付着等により放射性セシウムの濃度が上昇しますので、極力平成25年中に収集して、適切な場所で保管してください。

(1) 稲わらを飼料として利用する場合（通知：H25年4月12日付け 25生流第150号 農林水産部長名通知の内容）

平成25年産の稲わらを飼料としての流通・利用することについては、予め自粛が求められています。

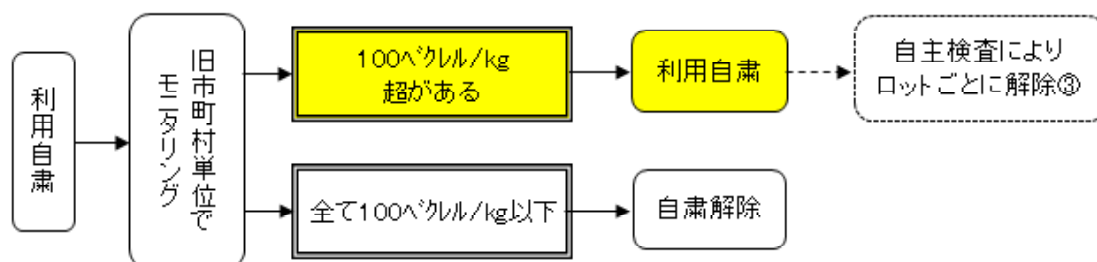
ただし、作付制限区域以外の市町村等においては、飼料用稲わらのモニタリング検査結果が上記の暫定許容値以下の場合には、流通・利用が可能となります。

なお、平成26年以降に収集された稲わらの取扱いについては、別途お知らせします。具体的な判断方法は下記のとおりです。

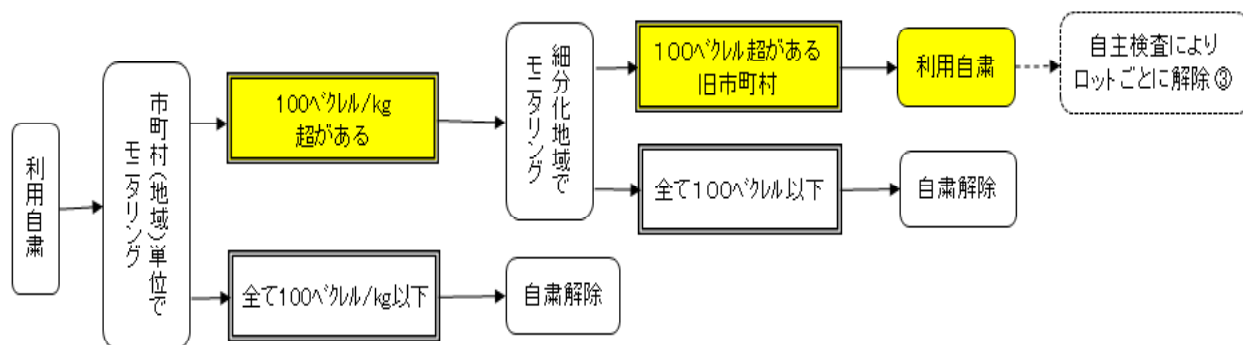
① 飼料用稲わらのモニタリング検査結果による判断

作付可能な地域を対象として5地点以上の調査を実施し、その全てが暫定許容値以下となった場合は、流通・利用が可能となり、下記のア、イのケースがあります。

ア 25年産米の「作付再開準備地域」または「全量生産出荷管理地域」の場合

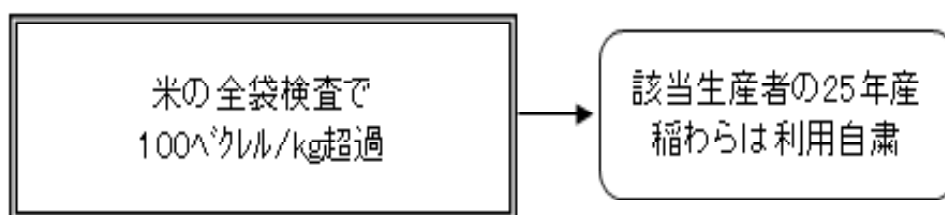


イ その他の地域の場合



② 米の全量全袋検査で100ベクレル/kgを超過した時の判断

上記①のモニタリング検査で流通・利用が可能となった市町村等であっても、再度利用自粛となりますので、ご注意ください。



③ 自主検査による判断

上記①、②で利用自粛になった場合でも、民間の分析機関のゲルマニウム半導体検出器を利用した自主検査を行い、暫定許容値以下となった場合は、流通・利用が可能になります。

この場合、個別利用確認書を最寄りの農林事務所に提出して内容を確認してもらうこととなります。詳しくは、各農林事務所にご確認ください。

(2) 稲わらを土壌改良資材として利用する場合 (通知:H25年6月7日付け 25生流第858号 農林水産部長名通知の内容)

稲わらを土壌改良資材として利用する場合の具体的な判断方法は下記のとおりです。

① 飼料用稲わらのモニタリング検査結果による判断

飼料用稲わらのモニタリング検査結果の値を水分12%に換算した値^{注)}が400ベクレル/kg (水分12%) 以下の市町村等は、流通・利用が可能となります。モニタリング検査結果の水分を以下の通り補正します。

注) 飼料用稲わらのモニタリング検査結果は、水分80%の値で表しています。
稲わらを土壌改良資材として利用する場合は、飼料用稲わらのモニタリング検査結果(水分80%)の値を4.4倍した値が土壌改良資材の暫定許容値(水分12%)の値となります。

例1 : 95ベクレル/kg (水分80%) × 4.4 (水分12%換算係数) = 418ベクレル/kg 利用不可

例2 : 50ベクレル/kg (水分80%) × 4.4 (水分12%換算係数) = 220ベクレル/kg 利用可

② 米の全量全袋検査で100ベクレル/kgを超過した時の判断

飼料用稲わらのモニタリング検査で流通・利用が可能となった市町村等でも、米の全量全袋検査を実施した結果、玄米の放射性セシウム濃度が100ベクレル/kgを超えると、再度利用自粛となりますのでご注意ください。

③ 自主検査による判断

利用自粛になった場合でも、自主検査を行い400ベクレル/kg（水分12%）以下であることを確認した場合は流通・利用が可能となります。

2 粃がら、米ぬか、粃がらくん炭の取扱いについて

（通知：H25年6月7日付け 25生流第858号 農林水産部長名通知の内容）

粃がら、米ぬか、粃がらくん炭を利用する場合の具体的な判断方法は下記のとおりです。

（1）米の全量全袋検査結果と加工係数から推定して判断

全量全袋検査結果の最高値に加工係数を乗じた推計値が利用目的ごとの暫定許容値以下であった場合、その生産者（またはロット）毎に利用が可能です。

推計値の算出方法は以下のとおりです。

- ① 粃がらの推計値 = 米の検査結果の最高値 × 3
- ② 米ぬかの推計値 = 米の検査結果の最高値 × 8
- ③ 粃がらくん炭の推計値 = 米の検査結果の最高値 × 10

（2）自主検査による判断

粃がら、米ぬか、粃がらくん炭の自主検査を行い、利用目的ごとの暫定許容値以下であった場合、そのロットの利用が可能です。

3 その他

（1）利用を自粛する稲わら、粃がら等の取扱い

利用自粛となった稲わら、粃がら等は、一時保管、もしくは、生産された水田へのすき込みによる還元、または、たい肥の副資材に利用し、焼却はできる限り差し控えてください。

なお、粃がら、稲わらをたい肥の副資材として利用する場合は、暫定許容値に関係なく利用できますが、生産されたたい肥は400ベクレル/kgを超えないことを確認のうえ、譲渡や利用を行ってください。

（2）利用判断表

各地域の利用判断表は、以下のアドレスから確認願います。

URL：http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=10786

問い合わせ先： 1 稲わらの畜産利用について 農林水産部畜産課：電話024-521-7364 2 稲わら、粃がら、米ぬか、粃がらくん炭の土壌改良資材利用について 農林水産部環境保全農業課：電話024-521-7342 3 ぬか等の食用利用について 農林水産部水田畑作課：電話024-521-7360 農林水産業に関する相談窓口（電話：024-521-7319） ホームページ：農林水産部農業振興課ホームページ（PDF形式ファイル） URL：http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=10786 （他の農業技術情報等をご覧ください） モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報 （右欄に掲載のQRコードよりご覧ください） ふくしま新発売：以下のホームページより最新の農林水産物モニタリング情報、イベント情報等をご覧ください。 URL：http://www.new-fukushima.jp/	 モバイル版 QRコード
---	--